

(58) 相続の放棄をするには、自己のために相続の開始があったことを知った時から原則として（ ）以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。

1) 1 カ月

2) 3 カ月 **覚えてる！**

3) 6 カ月

(59) 相続税の計算において、生命保険金の非課税限度額は、「（ ① ）×法定相続人の数」の算式により算出するが、相続人に相続の放棄をした者がいた場合、当該法定相続人の数は、（ ② ）ものとしたときの相続人の数とされる。

1) ① 500万円 ② その放棄がなかった **→ そのほうが税金が減らせるから。**

2) ① 500万円 ② 初めから相続人とならなかった

3) ① 600万円 ② 初めから相続人とならなかった

覚えてる！

(60) 相続人が相続により取得した宅地が「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における特定事業用宅地等に該当する場合、（ ① ）を限度面積として評価額の（ ② ）を減額することができる。

1) ① 200㎡ ② 80%

2) ① 400㎡ ② 50%

3) ① 400㎡ ② 80%

**相続で住んでいる家を
手離れにしてもいいように。**

居住用	330㎡	80% off
事業用	400㎡	80% off
貸付用	200㎡	50% off

覚えてる！